



登録者募集！ あなたの経験を地域に活かしてみませんか！

丸亀市生涯学習人材バンク

生涯学習人材バンクとは

学んだ知識や技術、経験を地域社会に役立てたいと考える個人や団体・企業の皆様にご登録いただき、地域の学校や団体・サークルなどで講師や指導者としてご活躍いただくことで、地域課題の解決などにつなげていく制度です。
さまざまな知識やご経験をお持ちで、生涯学習の推進にご関心のある個人や団体の皆様であればどなたでもご登録いただけます。ぜひご登録をお願いします。



こんな方たちが登録しています！

- 日本舞踊
- オカリナ
- ストレッチ
- 地球温暖化
- 星の観察
- 太極拳
- 子育て
- 民謡
- 大正琴
- ダンス
- 吟詩舞
- ダンズ
- 町おこし
- 地域史
- ピアノ
- 合唱
- 水泳
- パソコン教室
- 製パン
- 町おこし
- 地域史
- 民謡
- ドローン
- ウクレレ
- 切り絵
- 絵画
- ヨガ
- フラダンス



登録方法

「丸亀市生涯学習人材バンク登録申込書」をまなび文化課へ提出

生涯学習人材バンク登録の5つの要件

- ✓ 生涯学習活動に関する講師及び指導者として、ボランティア活動をする意欲があること
- ✓ 生涯学習に関する知識、技能、経験があり、地域の方々の依頼に応じて指導等が可能であること
※免許や資格の有無は問いません。
- ✓ 登録を申請した日の年齢が、満18歳以上であること
- ✓ 政治、宗教、営利及び選挙活動等、公序良俗に反するような活動ではないこと
- ✓ 講師への謝礼は原則1回あたり上限7,000円までとすること
※ただし、講師と利用者で合意がなされた場合はこの限りではありません。

- 登録情報の変更があったとき
登録情報の変更が生じた日から3か月以内に「登録(変更・抹消)届出書」をまなび文化課へ提出
- 翌年度も登録を継続するには
有効期限が切れる前に、新たな「登録申込書」をまなび文化課へ提出
※翌年5月31日までに提出
- 登録の抹消について
・登録要件を満たさなくなったとき
・新たな申込書が提出されなくなったとき
・活動の実態又は、成績が認められないとき
※登録抹消を希望される場合は、「登録(変更・抹消)届出書」をまなび文化課へ提出
- その他
・「登録完了」の連絡はございません。
(申込書に不備がある場合のみ問合せあり)
・「登録期間」は、受付日の属する月の翌1日から翌年度5月31日まで
・申込書の返却はいたしません。ご了承ください。

「申込書」のダウンロード、詳細はこちら
丸亀市生涯学習人材バンク

問合せ先
丸亀市協働推進部まなび文化課
TEL: 0877-35-7628 FAX: 0877-24-8863
E-mail: manabi-k@city.marugame.lg.jp

